

「認定取ろう100人会」(平成26年度) 入会のお祝い!

本会の入会は単年度毎に行います。

認定NPO法人

NPO法人東京都日中友好協会を目指しています。

NPO法人東京都日中友好協会は2000年にNPO法人の認定を取得し、社会的な信頼度を増し多くの方々に支えられながら日中友好の草の根活動を取り組んでまいりました。

寄付金に対する所得控除を受けられる「認定NPO法人」制度は2001年に導入されましたが、これまで限られた法人のみしか認定を取得することができませんでした。2012年4月施行の「改正NPO法」により、「認定NPO法人」になるにあたって要件が大幅に緩和され、年間100人以上の方から3,000円以上のご寄付を得ることが条件となりました。ようやく、寄付に対する幅広い税制優遇制度が導入されましたので、この制度を積極的に活用し日本でも多くの方が寄付しやすい環境にすることが重要です。

是非、「認定取ろう100人会」に入会して頂き、毎年「100人以上・3,000円以上」の要件が満たされますようご支援ご協力をお願いします。入会者の皆さんには当協会などの催し情報を提供いたします。

認定NPO法人とは

全国で約48,000のNPO法人の中でも「公益性のある団体である」ことが求められ、組織運営や活動内容が適正で透明性があることなどの一定の条件を満たした団体を都道府県が認定するものです。当該法人に寄付した個人・団体・企業が所得税控除や損金算入など一定の税制上の優遇措置を受けられる法人です。

なぜ認定NPO法人をめざすのか

この制度改正を活用し、「寄付者」にも「法人」にもお互いに大きな利益があるからです。認定NPO法人への寄付は税法上の特別措置が3つあります。

- 1 個人が支出した認定NPO法人への寄付金は寄附金控除の対象となります。
- 2 法人が支出した認定NPO法人への寄付金は損金算入限度額の拡大となります。
- 3 相続財産を認定NPO法人へ寄付した相続人は相続税が非課税となります。

認定NPO法人にとっては、この制度の利点をアピールすることによって寄付を集めやすくなると共に、活動の発展が期待できるのです。東京都日中友好協会は、認定を取得し世界の平和と日中友好発展のため全力を上げます。

ご寄付の方法

- ・ 加入お問い合わせ：NPO法人東京都日中友好協会事務局迄 TEL 03-3295-8241 FAX 03-3295-8255
 - ・ 振込 郵便振替口座：00170-5-545690 (加入者名：NPO法人東京都日中友好協会)
 - ・ ご寄付：3000円以上をお願いします。
 - ・ 通信欄：「寄付」とお書きください。
 - ・ ご住所、お名前、電話番号をご記入下さい。
- ※認定NPO法人になりますと、これまで扱われていた寄付金控除(所得控除)との選択により(税額控除)が適用できます。